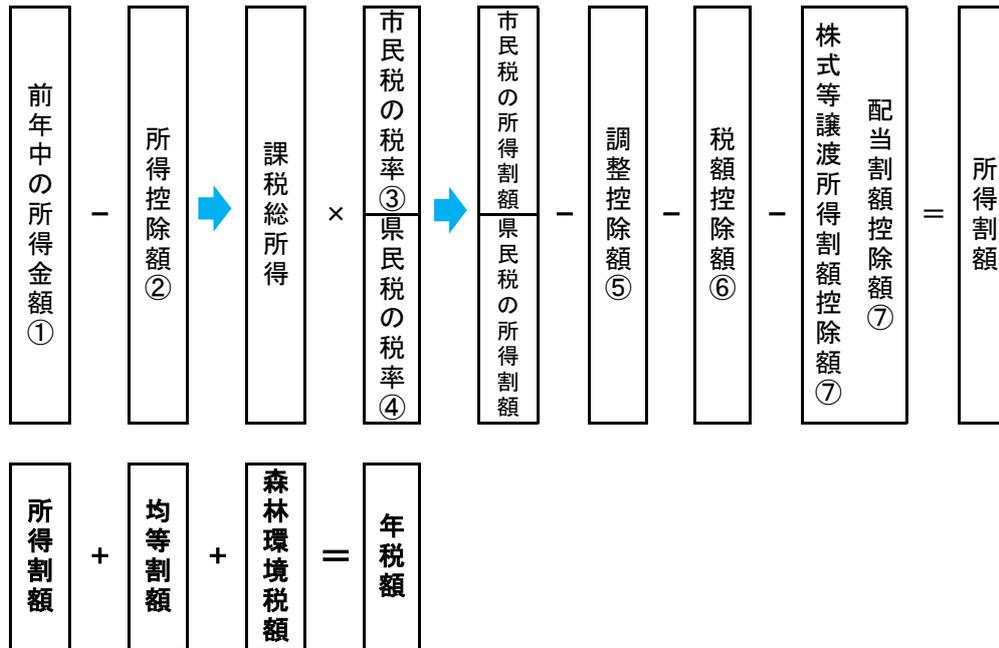


## 税額の計算方法



### ①所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額－給与所得控除額または特定支出控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険の満期一時金、懸賞の賞金品など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の1と2の合計額 1. 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 2. 1を除く雑所得の収入金額－必要経費

### ②所得控除

納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、また、そのほか家財が災害にあったとか、家族に大病があったなどの個人的な事情も考慮して総所得金額から一定金額の控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものをいいます。

控除の種類	控除金額の計算方法
雑損控除 (災害、盗難などにより資産に損害を受けた場合)	(実質損失額－総所得金額の10%)または、(災害関連支出－5万円)のいずれか多い額
医療費控除	医療費の実質負担額－(総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い額) ※ 最高200万円
セルフメディケーション 税制による医療費控除 の特例	健康の保持増進及び疫病の予防として一定の取組を行い、自身や生計を一にする配偶者その他の親族のために令和5年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除 ※医療費控除とどちらか一方を選択して適用 実質負担額－12,000円(最高88,000円)
社会保険料控除	健康保険、厚生年金、国民年金、介護保険等の支払金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額
生命保険料控除	<p>控除額 = <math>\left( \begin{array}{l} \text{支払った一般生命} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{支払った介護医療} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{支払った個人年金} \\ \text{保険料の合計額を} \\ \text{下記のアからエに} \\ \text{当てはめて得た} \\ \text{金額} \end{array} \right)</math></p> <p>それぞれの保険料控除の適用限度額は、28,000円です。ただし、旧契約については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ35,000円です。</p> <p>新契約(平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等)</p> <p>ア、12,000円まで 全額 イ、12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2 + 6,000円 ウ、32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4 + 14,000円 エ、56,000円を超える場合 28,000円</p> <p>旧契約(平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等)</p> <p>ア、15,000円まで 全額 イ、15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2 + 7,500円 ウ、40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4 + 17,500円 エ、70,000円を超える場合 35,000円</p>
地震保険料控除	<p>控除額 = <math>\left( \begin{array}{l} \text{支払った地震保険料の} \\ \text{合計額を下記のア、イに} \\ \text{当てはめて得た金額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{支払った旧長期損害保険料の} \\ \text{合計額を下記のウからオに} \\ \text{当てはめて得た金額} \end{array} \right)</math></p> <p>ア、50,000円まで 支払保険料×1/2 イ、50,000円を超える場合 25,000円 ウ、5,000円まで 全額 エ、5,000円を超え15,000円まで 支払保険料×1/2 + 2,500円 オ、15,000円を超える場合 10,000円</p>
障害者控除	26万円 (特別障害{身体1・2級、療育A、精神1級}者の場合は30万円) 同居特別障害者である扶養親族の場合は、23万円加算します。
寡婦控除	26万円 下記のいずれかに該当する場合。 (1)夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人。 (2)夫と死別した後婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下の人。

ひとり親控除	30万円	<p>次の三つの要件に該当する場合。</p> <p>(1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。</p> <p>(2)前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族であるものを除きます)がいること。</p> <p>(3)合計所得金額が500万円以下であること。</p>			
勤労学生控除	26万円	<p>学生・生徒で給与所得などの勤労所得を有し、前年中の合計所得金額が75万円以下(うち不動産、利子、配当などの勤労によらない所得が10万円以下でなければなりません。)である場合。</p>			
配偶者控除	配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
		控除額	控除額	控除額	控除額
	48万円以下(一般)	33万円	22万円	11万円	0円 ※ 納税義務者の合計所得(繰越損失控除前)が1,000万円超の場合は適用不可。
	48万円以下(老人 ※70歳以上)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	480,001円～950,000円	33万円	22万円	11万円	
	950,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	
	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	
扶養控除 (合計所得が48万円以下で納税者と生計を一にする親族)	1. 特定(19歳以上23歳未満)扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき		45万円		
	2. 老人(70歳以上)扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき		38万円		
	3. 同居老親(70歳以上)等扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき		45万円		
	4. 一般(16歳以上で上記以外)の扶養親族の場合 ・扶養親族1人につき		33万円		
基礎控除	納税義務者の合計所得金額		控除額		
	24,000,000円以下		43万円		
	24,000,001円～24,500,000円		29万円		
	24,500,001円～25,000,000円		15万円		
	25,000,000円超		0円		

③④税率

所得割			
市民税		県民税	
課税総所得	税率	課税総所得	税率
一律	6%	一律	4%

均等割	
市民税	県民税
3,000円	1,500円

森林環境税
国税
1,000円

\* 森林環境税は、市民税・県民税の均等割とあわせて賦課徴収される国税です。

### ⑤調整控除

前年の合計所得金額が2,500万円以下である住民税の納税義務者については、合計課税所得金額(課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額)に応じ、次に掲げる金額が控除されます。

・合計課税所得金額200万円以下の人

次の1と2のいずれか小さい額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

1. 下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
2. 合計課税所得金額

・合計課税所得金額200万円超の人

次の1の金額から2の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額

1. 次表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
2. 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類	金額			
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	普通	1万円		配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別	10万円	老人		10万円	6万円	3万円
同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	一般			1万円	50万円超 55万円未満	3万円	2万円
寡婦控除	特別	5万円	寡夫控除	1万円			
ひとり親控除	母	5万円		扶養控除	一般	5万円	老人
	父	1万円	特定		18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

### ⑥税額控除

・住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、

1から2を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額

(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に市民税3/5・県民税2/5の割合を乗じた額。

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)

であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する

場合には、所得税に係る課税総所得金額等の「100分の5」を「100分の7」として、また、限度額「97,500円」を

「136,500円」として計算する。

1. 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または、平成19年・20年の居住年に係る住宅借入金等の金額がある場合は、当該金額がなかったものとして計算した金額)
2. 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除適用前の金額)

・配当控除

種類		課税総所得金額	市民税	県民税
利益の配当等		1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
		1,000万円超の部分	0.8%	0.6%
証券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	1,000万円以下の部分	0.8%	0.6%
		1,000万円超の部分	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投資信託	1,000万円以下の部分	0.4%	0.3%
		1,000万円超の部分	0.2%	0.15%

・寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金
- 2 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県または市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2,000円を超える場合、その超える金額に次表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は2/5、市民税は3/5に相当する金額をさらに加算した金額(所得割額の10%に相当する金額を超えるときは、その10%に相当する金額)※平成27年分からは20%

課税総所得金額から人的控除差調整額(*)を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

\* 調整控除⑤の欄に掲げる表の金額と同じ

⑦ 配当割額または株式等譲渡所得割額控除

配当割額または株式等譲渡所得割額(市民税3/5・県民税2/5)  
控除しきれない金額がある場合、税額に充当または還付します。

◆ 課税の特例

◇ 土地建物の譲渡所得の特例

土地や建物を売った場合、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

課税譲渡所得金額 = 譲渡価格 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 \*

	課税標準額	市民税	県民税	
課税長期譲渡所得金額	一般の譲渡	3.0%	2.0%	
	優良住宅地等に係る譲渡	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
	財産の譲渡	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
		6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
課税短期譲渡所得金額	国または地方公共団体等に対する土地等の譲渡	3.0%	2.0%	
	上記以外の譲渡	5.4%	3.6%	
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年を超える土地建物の譲渡所得			
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日における所有期間が5年以下の土地建物の譲渡所得			

\* 特別控除額

譲渡の内容	特別控除額
収用等による譲渡	5,000万円
居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等の譲渡	2,000万円
特定住宅造成事業等の譲渡	1,500万円
特定の土地等の譲渡	1,000万円
農地保有の合理化等による譲渡	800万円
低未利用土地の譲渡	100万円

◇株式等に係る譲渡所得の特例

株式等を譲渡した場合、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

課税譲渡所得金額＝譲渡価格－（取得費＋譲渡費用＋借入金利子等）

市民税	県民税
3.0%	2.0%

◇先物取引等に係る雑所得の特例

先物取引による事業所得及び雑所得については、給与所得などの一般の所得とは区別し、税額を計算します。

市民税	県民税
3.0%	2.0%